

第 1 号議案 交通不便地域の指定申請について

はと第一交通㈱が、令和 5 年 1 2 月から 1 年間の予定で実験運行を行っている東区戸坂地区乗合タクシーについては、実験運行中の収支不足額は本市が全額負担するが、令和 6 年 1 2 月に予定する本格運行移行後は、国の地域内フィーダー系統確保維持費補助金（以下「フィーダー補助」という。）を活用する予定である。

戸坂地区乗合タクシーがフィーダー補助の対象となるためには、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表 7 の補助対象事業基準ハ②(2)に規定する交通不便地域として地方運輸局長等の指定を受ける必要があることから、交通不便地域の指定申請を行うものである。

(参考)

要綱別表 7 基準ハ②(2)

ハ 以下の①又は②のいずれかの要件を満たすもの。

① (略)

② 以下の(1)又は(2)のいずれかを満たす交通不便地域における地域間交通ネットワークに接続するフィーダー系統又は地域間交通ネットワークに接続する乗用タクシーによる運行であること。

(1) (略)

(2) 半径 1 キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港が存しない集落、市街地その他の交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域の住民等の移動確保のための地域間交通ネットワークに接続するフィーダー系統又は地域間交通ネットワークに接続する乗用タクシーによる運行であること。